

千葉県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

第1次改正 平成29年6月 2日

第2次改正 平成30年6月20日

第3次改正 令和元年8月16日

第4次改正 令和2年8月24日

(趣旨)

第1条 知事は、介護ロボットの導入を促進することにより、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るとともに、介護従事者が継続して就労するための環境整備を目的とし、千葉県内に所在する介護サービス事業者等(以下「事業者」という。)が介護ロボットを導入するために要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、介護ロボットとは、次の全ての要件を満たすロボットをいう。

- (1) 日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。
- (2) 次のいずれかの技術的要件を満たす介護ロボットであること。
 - ア センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
 - イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)において採択された介護ロボット
- (3) 販売価格が公表されており、一般に購入等ができる状態にあるロボット。

(補助対象事業者及び経費等)

第3条 本補助金の対象となる事業者、経費等は別表のとおりとする。

(補助事業からの除外)

第4条 補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、

その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（暴力団密接関係者）

第5条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同条第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体）とする。

（導入計画の作成）

第6条 事業者は、介護従事者の負担軽減等のための介護ロボット導入計画を作成しなければならない。

（交付の申請）

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなけれ

ばならない。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業について変更する場合（知事が認める軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。
- (10) 事業者が第1号から第9号に掲げる条件に違反した場合、知事は事業者に対し、その納付額の全部又は一部を県に納付するよう命じることがある。

(承認申請)

第9条 前条第2号又は第3号に該当して、知事の承認を受けようとするとき

は、あらかじめ補助金変更承認申請書（第2号様式）又は補助金中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から30日を経過した日）又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（導入効果の報告）

第11条 事業者は、第6条の規定による介護ロボット導入計画に基づき、介護ロボットの導入により得られた効果に関するデータ等について、客観的な評価指標により知事に報告しなければならない。

（交付の請求）

第12条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第13条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年8月30日より施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成29年6月2日より施行し、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、平成30年6月20日より施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和元年8月16日より施行し、令和元年度予算に係る補助金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和2年8月24日より施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

別表

項目	内容
補助対象事業者	千葉県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた民間の介護サービス事業者。
補助対象経費	1 当該年度に要する介護ロボットの購入、レンタル又はリースに係る経費。ただし、メンテナンス費、通信費、設置工事費、保険料、消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用は含まない。 2 当該年度に要する見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る以下の経費。ただし、メンテナンス費、通信費、保険料、消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用は含まない。なお、1において、「見守り」ロボットを併せて申請する場合のみ補助対象とし、(1)、(2)のいずれか一方のみ申請可能とする。 (1) W i - F i 環境を整備するために必要な経費（配線工事(W i - F i 環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など） (2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等のW i - F i 非

	対応型のインカムを含む。)を導入するために必要な経費
補助金交付額	<p>1台につき補助対象経費の2分の1を補助する。ただし、千円未満は切捨てとする。なお、補助限度額は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費1のうち、「移乗介護」及び「入浴支援」ロボットは1台につき100万円、それ以外のロボットは1台につき30万円 ・補助対象経費2の見守り機器の導入に伴う通信環境整備は1事業所につき150万円
補助限度台数	<p>利用定員数を5で除した数をそれぞれ上限とし、1台未満は切り上げとする。※</p> <p>※ただし、要望の状況により台数を調整することがある。また、補助対象経費2の見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、補助限度台数の合計に含めない。</p>